

年末調整について

※税金に関わる大事なお知らせです！

税

年末調整は、毎月の給料等から源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない年税額を比べて、その過不足額を精算する手続きです。

1 扶養控除等（異動）申告書

○申告できる扶養親族は16歳以上（平成14年1月1日以前生まれ）で、本年の所得が38万円以下（給与所得だけの方は収入が103万円以下）の人です。

パート・アルバイト収入は給与支給明細等で所得の確認をさせていただきます。

2 保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書

○生命保険料控除の限度額は合計で12万円です。

H23年12月31日以前に契約した保険	「旧生命保険料」「旧個人年金保険料」 控除限度額はそれぞれ5万円
H24年1月1日以降に契約した保険	「新生命保険料」「介護医療保険料」「新個人年金保険料」 控除限度額はそれぞれ4万円

○その他、地震保険料控除・社会保険料控除・配偶者特別控除等があります。

保険料控除には、保険会社発行の証明書を必ず添付しなければなりません。
自宅へ直接届く場合もあります。紛失しないように大切に保管をしてください。

ご家族の社会保険料を支払った方は、社会保険料控除として申告することができます。厚生労働省又は国民年金基金が発行した証明書類をご準備ください。

個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入されている方は、小規模企業共済掛金控除として申告することができます。10月頃に国民年金基金連合会から郵送される払込証明書が必要となりますのでご注意ください。

3 住宅借入金等特別控除申告書（該当者のみ）

○最初の年分は確定申告をし、2年目から年末調整での控除になります。

○申告書を提出する場合は、借入金年末残高証明書を添付してください。

「標準報酬月額」の見直しについて

公立学校共済組合・協会けんぽの掛金（保険料）の算定基礎として「標準報酬月額」が用いられています。

「標準報酬月額」は毎年見直しが行われ、4月・5月・6月に受けた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめて、その年の9月から翌年8月までの「標準報酬月額」が決定されます。

9月分給与個人別明細書に新しい「標準報酬月額」が記載されていますのでご確認ください。

特殊勤務実績簿について

10月分

10月25日（水）締切

その後、すぐにシステム入力し、11月の給与で支給されます。必ず、提出の期限を守ってください。

修学旅行の引率も・・・

特殊勤務実績簿を作成し提出してください。
（引率1日につき4,250円）

復命書の提出も忘れずにお願いします。